

第 5 7 号 議 案

保育所整備に関する和解について

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

保育所整備に関する和解について

足立区は、国からの補助対象についての通知内容の確認を怠り、変更点を見落としした。そのため、保育所整備に係る補助金について、国からの補助金内示前に区と事業者間で借地契約をしたことにより、国の土地借料加算が適用外となり、補助金額が内示額 3 0 7 , 7 6 4 , 0 0 0 円から 4 2 , 1 8 8 , 0 0 0 円減額となった。

事業者の資金計画上、補助金の減額により今後の保育園の運営に支障が生じないように、下記のとおり事業者と和解し、解決金を支払う。

記

1 相手方

栃木県栃木市田村町 9 2 8 番地

社会福祉法人星風会

理事長 早川 武憲

2 和解の要旨

- (1) 区は、相手方に対し、本件解決金として 4 2 , 1 8 8 , 0 0 0 円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、本件に関するその余の請求を放棄する。
- (3) 区及び相手方は、和解書に定める事項のほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提案理由)

保育所整備に関する和解について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2

号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。